

会議及び会議結果の公開について（案）

- 1 委員会については、原則として公開で行うこととする。ただし、個人情報を含む事項など、神奈川県情報公開条例第5条各号に該当する事項について意見を聴取する場合や、公開することにより本委員会の公正又は円滑な運営に著しい支障が生じるおそれがあると認められる場合については、座長が委員会に諮ったうえ、委員会の一部又は全部を非公開とすることができるものとする。
- 2 委員会の傍聴に係る細部の取扱いについては、「神奈川県犯罪被害者等支援施策検討委員会傍聴要領」（別紙）のとおりとする。
- 3 委員会の結果については、原則として会議の翌日に会議の議題や結果概要を記載した「会議速報」を公表するとともに、各委員に確認のうえ、発言者氏名と発言の全内容を記載した議事録を作成し、「会議結果」として、終了後3週間以内を目途に公表する。
- 4 配布資料は、原則として公開とし、会議結果と併せて公表する。但し、1における取扱いに準じて、その一部又は全部を非公開とすることができるものとする。

神奈川県犯罪被害者等支援施策検討委員会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県犯罪被害者等支援施策検討委員会（以下「検討委員会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の決定等)

第3条 一般の定員は、会議の都度、座長が会議室の収容人員等を考慮して定める。

2 検討委員会の事務局（神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課をいう。以下「事務局」という。）は、傍聴希望者を、会議の開催当日に、所定の場所、時間に集合させるものとする。

3 前項の規定により集合した傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴希望者全員を傍聴人とし、定員を超える場合は抽選により傍聴人を決定する。

4 前項の規定により決定した傍聴人に対しては、傍聴券を配付する。

5 前項の規定により傍聴券の配付を受けた傍聴人が開会時に入室しない場合又は傍聴人が入室後に退室した場合は、傍聴券を返還しなければならない。但し、合理的な理由がある場合は、この限りでない。

(傍聴席に入場することができない者)

第4条 次の者は、傍聴席に入場することができない。

(1) 決定した傍聴人以外の者

(2) 会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしてはならない。

(写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に座長の許可を得た場合は、この限りでない。

(秩序の維持)

第7条 座長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

2 座長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

(実施細目)

第8条 この要綱に定めのない事項は、座長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成25年6月5日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。